

平成 27 年度

小山町木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査業務

企画提案募集要項

平成 27 年 8 月 7 日

静岡県駿東郡小山町

( 目 次 )

1. 募集要項等の位置づけ	… 3
2. 業務の概要	… 3
3. 業務請負契約の相手方となる候補者の募集及び選定	… 5
4. 応募の手続	… 6
5. 応募要件等	… 8
6. 提案審査に関する事項	… 9
7. 審査結果の概要等の公表	… 9
8. お問い合わせ	… 9

平成 27 年度  
小山町木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査業務  
企画提案公募要項

1. 募集要項等の位置づけ

本募集要項は、小山町木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、簡便型プロポーザル方式による企画提案公募を実施し、本業務を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）を選定するための手続きを示したものである。

また、本募集要項は、本業務への応募を希望する者（以下、「応募者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

本募集要項に併せて配付する次の資料を含めて、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとする。

ア 審査要領

応募者から提出された企画提案書を評価し、事業者を選定する基準を示すもの。

イ 企画提案書作成要領

応募に必要な書類を示すもの

ウ 様式集

応募者が提出する参加表明書及び企画提案書の様式（書式）等を示すもの。

2. 業務の概要

(1) 業務名

平成 27 年度小山町木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査業務

(2) 業務の目的

本業務の対象地となる湯船原地区は、静岡県の内陸フロンティア推進区域「再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域（別添資料 1）」に位置付けられている。

湯船原地区を対象に、エネルギー地産地消、地域資源循環型林業の構築を目的に、未利用間伐材等を活用した小規模木質バイオマス発電及び同地区で計画中の施設園芸団地を対象とした熱供給事業を実施したいことから、本業務で導入可能性調査及び基本設計を実施することで、経済性の検討を行うとともに、事業主体の設立準備及び基本計画を策定することを目的とする。

その手法として、事業者が保有する情報、技術能力、アイデア等を活用し、小山町及び関係する事業者で組織を予定するコンソーシアム「(仮称) 小山町再生可能エネルギー活用協議会：MADE in OYAMA」において、熱供給先として想定する施設園芸団地計画作成と並行し、施設園芸団地が最も効率的かつ効果的にエネルギーを受け取ること

が出来る体制の構築を図ることを想定している。

これにより、以下の事業効果を得る計画策定を期待している。

- ア 木質バイオマスを活用した熱電併給事業の事業主体の形成
- イ 木質バイオマス発電施設及び熱供給施設の基本計画
- ウ クリーンエネルギー活用による農作物の付加価値化
- エ 地方創生に資すること（地域経済循環の促進）

### (3) 業務の基本理念

本業務は、湯船原地区において、木質バイオマスを活用した熱電併給事業の具体化を目指すものであり、所定の業務期間内において、以下に示す基本理念を十分に踏まえ、実施されるものとする。

- ア 持続可能な計画であること
- イ 地域資源循環型社会の形成や温室効果ガス排出量の削減など持続可能な社会に向けた要請に応えるとともに、発生する熱エネルギーの有効利用を図ること。
- ウ 周辺環境との調和及び地域への貢献に対し配慮を行うこと。

### (4) 提案事項

以下の項目を提案すること。

- ア 発電資源量に基づく発電形式、規模及び燃料供給の検討方法
- イ 先進事例の調査研究方法
- ウ 熱供給計画の検討方法
- エ 土地利用計画の検討方法
- オ 経済性の検討及び最適案決定方法
- カ 業務見積額

### (5) 業務実施箇所

- ア 業務箇所  
静岡県駿東郡小山町上野地先（別添資料2参照）

- イ 業務対象区域

A=約 30ha

ただし、町と協議の上、持続可能な計画となる区域に変更することができる。

### (6) 業務期間

平成 27 年 9 月頃から平成 28 年 2 月 29 日までの間とする。

### (7) 遵守すべき法制度等

- ア 関連法令・要綱・基準・関連仕様書等  
本業務の実施にあたり、最新版の関係法令等を遵守すること。
- イ 要綱・基準・仕様書等  
本業務の実施にあたり、最新版の要綱・基準・仕様書等について準拠すること。

### 3. 業務請負契約の相手方となる候補者の募集及び選定

#### (1) 基本的な考え方

ア 本業務の実施を希望する民間事業者を募集する。

イ 選定に当たっては、簡便型プロポーザル方式を採用し、審査の結果、最も優れた企画提案を行った応募者を、業務請負契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）とする。

ウ 町と候補者は、業務実施に係る業務請負契約を締結する。

#### (2) 募集及び選定スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、下表のとおりとする。

内容	日程
企画提案募集要項等の公表	平成27年8月7日（金）から 平成27年8月17日（月）まで
参加表明書の受付	平成27年8月17日（月）から 平成27年8月20日（木）まで
企画提案募集要項等への 質問受付	同上
企画提案募集要項等への 質問回答書の公表（予定）	平成27年8月21日（金）
企画提案書等受付	平成27年8月24日（月）から 平成27年8月26日（水）まで
候補者の選定（予定）	平成27年8月27日（木）

#### 4. 応募の手続

##### (1) 企画提案募集要項等の公表

企画提案募集要項等は、その概要を小山町ホームページに、平成27年8月7日（金）から掲載する。

##### (2) 参加表明書の受付

ア 本業務の実施を希望する民間事業者は、様式1参加表明書の様式に所要の事項を記入し、ウの受付期間内に電子メール又はFAXで受付窓口へ送付すること。

イ 様式は、町ホームページに掲載するので、ダウンロードし使用すること。

なお、参加表明書を提出した民間事業者名等は公表しない。

ウ 受付期間は、平成27年8月17日（金）から8月20日（木）までとする。

##### (3) 企画提案募集要項等への質問

ア 企画提案募集要項等に対する質問がある場合は、様式2質問書に所要の事項を記入し、下記の受付期間内に電子メールにより送付すること。

イ 様式は、町ホームページに掲載するので、ダウンロードし使用すること。

ウ 受付期間は、平成27年8月17日（金）から8月20日（木）まで、午前9時から午後5時までの間とする。

##### (4) 企画提案募集要項等への質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、平成27年8月21日（金）（予定）に、参加表明を行った全ての事業者に対して電子メールで行う。

回答に当たっては、質問を行った民間事業者名等は公表しない。また、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがある。

##### (5) 企画提案書等の受付

ア 応募者は、平成27年度小山町木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査業務企画提案募集に関する企画提案書作成要領（別添）に定める企画提案書等（以下「提案書等」という。）をイの受付期間内に受付窓口へ提出又は郵送すること。

イ 受付期間は、平成27年8月24日（月）から8月26日（水）まで、午前9時から午後5時までの間とする。

##### (6) その他

###### ア 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

###### イ 提案書等の変更の禁止

応募者が提出した提案書等の内容変更は認めない。

###### ウ 著作権

応募者が提出した提案書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本業務の範囲において公表・展示するとき、その他町が必要と認めるときには、協議の上、町はこれを無償で使用できるものとする。

エ 提案書等の取扱い

応募者が提出した提案書等は返却しない。

オ 資料等の取扱い

町の配付する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

カ 参加辞退の取扱い

参加表明後、企画提案募集を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）に所定の事項を記入し、8月26日（水）までに受付窓口へ提出又は郵送すること。

## 5. 応募要件等

### (1) 基本的要件

応募者は、本業務を行うことが可能な、経営能力、企画力、情報量及び技術力を有する民間事業者とする。

### (2) 応募者の構成等

応募者は、本店が日本国内にある民間事業者とする。

### (3) 資格要件

応募者は、提案内容と同等程度の業務実績がある民間事業者であること。

なお、業務実績とは、再生可能エネルギーに係る可能性調査及び施設園芸団地等の設計を含む業務を指す。

### (4) 応募者の制限

応募者が次に規定する制限に抵触した場合は、当該応募者は失格とする。

なお、本制限の対象となる期間は、原則として企画提案書等の提出日から業務請負契約締結の日までとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。

イ 小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成 4 年小山町告示第 49 号）に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 経営不振の状態（会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づき更正手続開始の申立てがされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったとき）でないこと。

エ 最近 3 年間の法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税、消費税を滞納していないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していないものの統制下にある者でないこと。

### (5) 参加資格要件確認の基準日

企画提案書等の提出日とする。



## 6. 提案審査に関する事項

### (1) 審査体制

応募者から提出された企画提案書等の審査は、平成 27 年度小山町木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査業務企画提案募集審査要領（以下「審査要領」という。）に従い、「小山町木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査業務企画提案募集審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行い、最優秀提案応募者及び次点を選定する。町は、審査委員会の選定結果を踏まえ、業務請負契約の相手方となる候補者及び次点者を決定する。

### (2) 審査方法

- ア 審査は、提出書類に基づき行い、提案内容を審査する。
- イ 審査は、審査要領に従い、適格審査及び提案事項の審査を行う。
- ウ 適格審査で不適と評価された応募者は失格とする。
- エ 提案事項に対する評点の合計により、最優秀提案応募者及び次点者を選定する。
- オ 提案書等の受付後、応募者に対してヒアリングを行うことがある。
- カ 業務の実施については、選定後、候補者と町は、企画提案内容をもとに、業務の実施に必要な具体の業務仕様等の協議を行う。
- キ カの協議が整い次第、業務請負契約締結を行う。
- ク 7日以内に協議等が整わない場合は、次点者と町で交渉を行う。

### (3) 審査内容

審査内容は、審査要領による。

## 7. 審査結果の概要等の公表

審査結果については、その概要を公表する。

## 8. お問い合わせ

〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2  
小山町 企画総務部 未来拠点課 未来拠点班  
TEL 0550-76-6129 Fax 0550-76-4633  
e-mail miraikyo@fuji-oyama.jp

(別紙)

#### 募集要項等一覧

- ・ 平成 27 年度小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業企画提案募集要項
- ・ 平成 27 年度小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業企画提案募集審査要領
- ・ 平成 27 年度小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業企画提案募集に関する企画提案書作成要領

#### 様式集

- ・ 様式 1 参加表明書
- ・ 様式 2 質問書
- ・ 様式 3 企画提案書
- ・ 様式 4 事業者概要書
- ・ 様式 5 業務見積書
- ・ 様式 6 その他企画提案書
- ・ 様式 7 参加辞退届

#### 別添資料

- 1 再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域
- 2 湯船原地区将来土地利用構想図

#### 参考資料

- 1 小山町バイオマス活用推進計画（町公式ホームページ）